

映像部会規程

(目的)

第1条 映像部会（以下部会という）は、劇場演出空間施設における映像設備全般の指針、標準の検討、規格の制定、最新の技術や機材の調査・研究を行い、その情報の提供を行う。

上記の活動を通して、公益事業として我国の文化及び芸術の振興と科学技術の発展に寄与することを目的として、劇場演出空間施設及びこれに関連する設備・機器の安全確保と総合的な技術向上並びにその普及を図る。

(職務)

第2条 部会は劇場演出空間における映像設備に関する指針、規格制定、最新の技術や機材を調査研究する。部会活動は、事業執行連絡委員会に報告、提案し、理事会の審議、承認を得て実行する。また、JATET 全体の事業について、部会の担当する分野を分担、協力する。

部会長は、部会を代表して、事業執行連絡委員会に出席し、部会活動の報告をする。部会長が出席できない場合または必要により、副部会長が出席する。

(開催)

第3条 部会は原則として毎月開催する。但し、部会長が必要と認めたときは臨時の部会を開催することが出来る。

(構成)

第4条 部会は、部会委員（以下委員という）より構成する。

2 委員は、部会での活動を希望する正会員、賛助会員及び法人会員においてはその構成員であって、理事会で承認された者とする。

3 定款第59条4項の定めにより、正会員の推薦を受けて、学識経験者など非会員の個人も前項と同様に委員に選任出来る。

4 部会には、部会長を1名、副部会長を1名以上置く。

5 部会長は、委員の互選により、正会員または正会員の構成員である者から選任する。副部会長は委員の互選により正会員、賛助会員及び法人会員においてはその構成員である者から選任する。

(研究会)

第5条 定款第59条6項の定めにより、部会は事業内容により下部機構として、研究会を設置することが出来る。

2 研究会は、研究員から構成され、研究テーマ毎に設置する。研究員は、研究会で活動を希望する正会員、賛助会員及び法人会員においてはその構成員であって、部会で承認された者とする。

- 3 各研究会の主査（以下主査という）は、互選により委員から選任する。
- 4 主査は、研究会を代表し、研究の指揮、統括にあたる。また、部会で随時、研究の進捗等について報告する。
- 5 研究内容に応じて、非会員を研究員に加えることができる。この場合は、研究会の推薦により、部会の承認を必要とする。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員改選と同時期に改選する。役員改選時に委員の希望者を定期的に募集するほか、随時受け付けることができる。

また、理事会で委員として承認されるまでは、前任者は職務を継続出来る他、新たに任ぜられる委員希望者はオブザーバーとして活動することが出来る。

（決議）

第7条 部会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の2分の1以上の賛成により決議される。可否同数のときは部会長の決するところによる。

2 部会に出席出来ない委員は、書面または電磁的記録にて第9条に定める方法により意見を述べ、決議に加わることが出来る。この場合の表決者は出席者に含める。

（議事録）

第8条 部会議事録は、開催ごとに作成し、部会の承認を得て、部会長あるいは議事録作成者の記名押印の上事務局に提出し、事務局にて保管する。

（書面表決等）

第9条 部会は、緊急を要する議案の場合は、書面または、電磁的記録により表決を可能とする。この場合の議決は、委員の2分の1以上の表決をもって成立し、表決者数の2分の1以上の同意により可決とする。

2 電磁的記録を含む書面表決等を行う場合は、部会長はあらかじめ審議内容を書面又は電磁的記録により委員に通知しなければならない。

3 第1項並びに第2項の適用については、その電磁的記録を書面に記録し、部会長が署名捺印して、議事録と同様に保管する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、平成28年8月26日から実施する。